

3条許可申請書類一覧表（一般法人：解除条件付き貸借）

1 許可申請書-----所定の様式

2 添付書類

- ① 別紙 1（農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等）
 - ・借人について記入してください。
- ② 申請地の土地の登記事項証明書(3ヶ月以内・原本)-----法務局
 - ・登記事項証明書に記載されている所有者（貸人）の住所が現住所と異なる場合は、住所変更の確認ができる書類（住民票や戸籍の附票等）も取得してください。
- ③ 地籍図（字限図・原本）-----法務局
 - ・隣接地の地番が確認できるように取得してください
 - ・隣接地が「地区外」と記載される場合はその土地の地籍図も取得してください。
 - ・原本は書き込みはせずにご提出ください。
- ④ 地籍図の写し（②地籍図の写し）
 - ・図内に道路、水路、申請地と隣接地の地番、地目を記入
- ⑤ 位置図
 - ・住宅地図等の写しに申請地をマーカー等で記してください。
- ⑥ 登記事項証明書（法人）
- ⑦ 定款の写し（原本証明が必要）
- ⑧ 収支計画書
- ⑨ 別紙 3（法第 3 条第 3 項の規定により使用貸借による権利又は賃借権を設定する場合）
- ⑩ 固定資産税名寄帳（借人が固定資産を所有する場合）-----市役所税務担当課
- ⑪ 解除条件付き賃貸借契約書もしくは使用貸借契約書
- ⑫ 地域との適切な役割分担にかかる確約書（借人が申請地の町で耕作するのが初めての場合）
- ⑬ 通作距離のわかる書類（小野市外法人の場合）
 - ・原則 15 km 以内、1 団地 30 アール以上の場合は 30 km 以内
- ⑭ 小野市外の 3 条証明願（小野市外で営農している場合）
- ⑮ 小野市外の農家台帳の原本証明（小野市外で営農している場合）
- ⑯ 営農計画書（借人が新規就農または小野市で初めて耕作される市外在住者の場合）
- ⑰ 戸籍附票もしくは住民票等（貸人現住所と登記事項証明書の住所に相違がある場合）
 - ・貸人現住所と登記事項証明書のとのつながりがわかるものが必要です。

※営農計画書の提出が必要な方は、申請の前に原則農地相談（奇数月の第 2 水曜日）で農業委員、農地利用最適化推進委員との面談が必要です（事前予約制）

※地籍図（公図）は、「登記情報提供サービス」で取得した不動産登記情報（地図・図面）を印刷したものに、図面情報に相違ない旨、情報を入手した者の住所、氏名を記載し押印したものでも可

※農地を貸借している法人は、農地法の規定により、毎年事業年度の終了後 3 ヶ月以内に、農業委員会へ事業状況等を報告することが義務付けられています。（報告がない場合、報告依頼文書を送付します。）